社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局指導課

平成24年度予備費による災害拠点病院等の耐震化整備の推進について

災害医療対策の推進につきましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御 礼申し上げます。

災害拠点病院等の耐震化整備事業につきましては、平成24年11月30日 に閣議決定された予備費において、約357億円が計上されたところであります。 (概要は別添参照)

厚生労働省におきましては、現在、各都道府県に対して事業計画書の提出を依頼しているところでありますが、貴会におかれましても、会員各位に情報提供いただければ幸いです。

なお、本事業に関する要望は都道府県ごとに取りまとめておりますので、 各病院からのお問い合わせ等につきましては、各都道府県衛生主管部局の 災害医療担当課宛にいただきますようお願いいたします。

医政局指導課救急・周産期医療等対策室(03-5253-1111)災害医療対策専門官 岩城 昌也(2558)災害医療係長 牧野 紘至(2548)

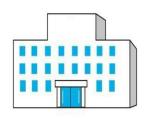
医療施設の耐震化事業

災害拠点病院等の耐震化整備については、平成21年度補正予算(1号) (1,222億円)、平成22年度予備費(360億円)、平成23年度補正予算(3号) (167億円)により医療施設耐震化臨時特例交付金を措置したところであるが、平成24年度において、災害時医療の拠点として特に重要な災害拠点病院及び救命救急センターを補助対象とする交付金を積み増し、耐震化を推進する。

平成24年度 予備費 357億円

耐震化に伴う新築建替もすべて補助対象

未耐震病院



平成23年度、平成24年度 の対象施設

- 災害拠点病院
- 救命救急センター



平成21年度、平成22年度 の対象施設

- 災害拠点病院
- 救命救急センター
- 二次救急医療機関

耐震化









都道府県(基金)



玉

22予備費 23(3)補正 24予備費

21(1)補正

1,222億円 360億円 167億円 357億円

〇対象事業

未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院が 行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

- 〇基準額(基準面積×補助単価)
 - ・災害拠点病院、救命救急センター : 約23.8億円(8,635㎡ × 276千円 = 2,383,260千円)
- 〇補助率

国 1/2、県 1/2以内、事業主 1/2以内

○事業実施の条件

<病床過剰地域>

新築建替の場合、整備を行う病棟の病床数の10%以上削減

<病床非過剰地域>

新築建替の場合、当該医療機関の病棟の病床利用率が過去 3ヶ年(暦年)平均で80%未満であれば、病床を削減(削減 割合は、県医療審議会等の意見を聞いた上で決定)

厚生労働省発医政 1212 第 3 号 平 成 2 4 年 1 2 月 1 2 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について

標記の国庫交付金の交付については、別紙「平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱」により行うこととされ、平成24年11月30日から適用することとされたので通知する。

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱

(通則)

1 医療施設耐震化臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規程によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605010号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領」(以下「運営要領」という。)に基づいて、都道府県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

4 3に規定する経費は、基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、厚生労働大臣が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。 ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を 作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及

び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、 処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、 事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余額を厚生労働大臣に 報告し、その指示を受けて国庫に返還しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に 納付しなければならない。

(申請手続)

6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成25 年1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに(5の(2)に掲げる条件により 事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1 か月を経過した日)又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2によ る報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

8 特別の事情により 4、6 及び 7 に定める算定方法、手続きによることができない場合 には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の収入 額 (B)	差引額 (A-B) (C)	厚生労働大臣が必要 と認めた額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較し て少ない方の額)
	円	円	円	円	円
災害拠点病院に係る分					
救命救急センター に係る分					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備	考
	(円)		
合計額			

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
 - 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

第 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1)条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込) 書抄本
 - (2) その他参考となる書類

基金造成経費精算書

区 分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	厚生労働大 臣が必要と 認めた額	(CとDを 比較して少 ない方の額)	交付決定額 (F)	交付金受入 額 (G)	差引過不足 額 (G-E)
	円	円	円	(D) 円	(E) 円	円	円	円
災害拠点病院に係る分								
救命救急センター に係る分								
合 計								

基金造成事業実施状況調書

基金の保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		(円)		
合計額				

- (注) 1. 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
 - 2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式3)

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金調書

平成24年度 厚生労働省所管

都道府県名

1 1/2/2 2	玉	<u> </u>				都道府県					
				歳入				歳出			
歳出予	交付決	交付	科目	予算	収入	科目	予算	うち	支出	うち	備考
算科目	定額	率		現額	済額		現額	交付	済額	交付	
								金相		金相	
								当額		当額	
(項)											
医療提											
供体制											
確保対											
策費											
(目)											
医療施											
設耐震											
化臨時											
特例交											
付金											
(====================================											

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療施設耐震化臨時特例交付金の運営について

標記交付金の運営については、「医療施設耐震化臨時特例交付金の運営について」(平成21年6月5日医政発第0605010号)本職通知の別紙「医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領」により行われているところであるが、今般、管理運営要領の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成24年11月30日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるようご配慮願いたい。

医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領

医政発第 0605010 号 平成 2 1 年 6 月 5 日

医政発 1004 第 13 号 平成 2 2 年 1 0 月 4 日

医政発 1214 第 8 号 平成2 3年1 2月14日

医政発 1212 第 2 号 平成2 4年1 2月1 2日

医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領

第1 通則

医療施設耐震化臨時特例交付金により都道府県に造成された基金(以下「基金」という。)の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)及び基金を活用して行われる耐震化整備事業(以下「耐震化整備事業」という。)については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金事業の実施

① 基金事業の対象医療機関の指定

ア 都道府県は、未耐震(未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果 I s 値が 0.6 未満の建物)の災害拠点病院及び救命救急センターを有する病院(以下「災害拠点病院等」という。)から、緊急に耐震化整備を行う医療機関を平成 2 4 年度末までに指定(以下「耐震化整備指定医療機関」という。)するものとする。

ただし、耐震化整備指定医療機関にやむを得ない事由が生じた場合において、 新たに未耐震の災害拠点病院等から、緊急に耐震化整備を行う医療機関を指定す る必要がある場合は、平成25年度末までに指定することができるものとする。

- イ 都道府県は、平成24年12月12日医政発1212第2号による改正前の本管 理運営要領の規定により指定した耐震化整備指定医療機関にやむを得ない事由が 生じた場合において、新たに未耐震の災害拠点病院等から、緊急に耐震整備を行 う医療機関を指定する必要がある場合は、平成24年度末までに指定することが できるものとする。
- ウ 都道府県は、平成23年12月14日医政発1214第8号による改正前の本管 理運営要領の規定により指定した耐震化整備指定医療機関にやむを得ない事由が 生じた場合おいて、新たに未耐震の災害拠点病院等及び二次救急医療機関から、

緊急に耐震化整備を行う医療機関を指定する必要がある場合は、平成23年度末までに指定することができるものとする。

- エ 都道府県は、耐震化整備指定医療機関を指定する場合は、厚生労働省にその旨 を報告し、承認を得るものとする。
- ② 基金事業の実施計画の作成等
 - ア 上記①ア及びイに基づき指定された耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震 化整備事業に係る計画を策定し、平成24年度末までに都道府県に報告するもの とする。

ただし、やむを得ない理由がある場合においては、都道府県は国に協議を行い、 別に厚生労働大臣が定める時期までに報告するものとする。

イ 都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から提出された耐震化整備事業 に係る計画を踏まえ、平成24年度末までに基金事業に係る計画を策定する。

ただし、やむを得ない理由がある場合においては、都道府県は国に協議を行い、 別に厚生労働大臣が定める時期までに策定するものとする。

③ 基金の取崩し

都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、耐震化整備指定医療機関の開設者が行う耐震化整備事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

④ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。

(4) 運用益の処分

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 事業の終了

- ① 基金事業の実施期限は、平成25年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けた上で、基金事業に係る計画に記載された耐震化整備事業が完了するまで、基金事業として必要な経費の支出、運用益の繰り入れ及び、精算に関する業務のみを行うことができる。
- ② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。
- ③ 基金を解散する前において、基金の残余額の全部又は一部について耐震化整備事業を継続する必要がなくなった事実が生じた場合は、厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、必要がなくなった基金の残余額の全部又は一部を厚生労働大臣が指定

する期日までに国庫に返還しなければならない。

(7) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施 状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(8) その他

都道府県は、「平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成24年12月12日厚生労働省発医政1212第3号)」に基づき交付決定された交付額に係る経理と、「平成23年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成23年12月14日厚生労働省発医政1214第2号)」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理と、「平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605004号)」及び「平成22年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成22年10月4日厚生労働省発医政1004第2号)」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分することとし、各経理間で資金の移動を行うことはできない。

第3 耐震化整備事業の実施

(1) 耐震化整備事業の対象

耐震化整備事業は、別添に掲げる事業を対象とする。ただし、別添「2.二次救急 医療機関の未耐震医療機関が行う耐震化整備」にかかる事業は、平成23年12月1 4日厚生労働省医政発1214第8号による改正前の本管理運営要領の規定に基づき指 定されたもの及び第2の(3)①のウの規定に基づき指定されたものとする。

なお、次に掲げる事業は、耐震化整備事業の対象としない。

- ① 既に全ての建物が新耐震基準を満たしている医療機関の開設者が行う耐震化整備 事業
- ② 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、耐震化整備した建物に行う耐震化 整備事業
- ③ 個人の資産を形成する事業

(2) 耐震化整備事業の実施主体

耐震化整備事業の実施主体は、耐震化整備指定医療機関の開設者とする。

- (3) 耐震化整備指定医療機関の開設者(都道府県を除く)が行う耐震化整備事業に係る 助成金の交付申請等
 - ① 耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業を実施しようとする場合は、 都道府県に対し耐震化整備事業に係る助成金の助成申請を提出しなければならない。
 - ② 都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から耐震化整備事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合

は、当該開設者に対し助成金の交付を行うものとする。

- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、耐震化整備指定医療機関の開設者に対し助成金を交付するものとする。 その場合、都道府県の負担が生じる事業については、都道府県負担分を併せて交付するものとする。
- ④ 都道府県は、必要があると認める場合においては、申請額の範囲内において概算 払をすることができる。

(4) 耐震化整備事業の中止

- ① 都道府県は、耐震化整備事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 都道府県以外の耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業を中止し、 又は廃止する場合には、都道府県に報告し、その指示を受けなければならない。
- ③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の指示を受けなければならない。

(5) 事業実施報告

耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震化整備事業の事業実施報告を事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第2の(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)までに都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

(6) 助成金の返還

都道府県は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える 助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について都道府県に 返還することを命ずるものとする。

なお、都道府県は、返還額のうち基金相当額を基金へ納付するものとする。

第4 都道府県が耐震化整備事業を実施する場合の条件

(1) 病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。

病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床 利用率が過去3ヶ年平均80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を都道府県 医療審議会等の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の 許可病床数を削減するものとする。

(2) 耐震化整備事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (3) 耐震化整備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めてい る耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この耐震化整備事業 の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄 してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、耐震化整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な 運用を図らなければならない。
- (7) 耐震化整備事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約に おいても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾して はならない。
- (8) 耐震化整備事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 第5 都道府県以外の者が耐震化整備事業を実施する場合の助成の条件
- (1) 病床過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。 病床非過剰地域において医療機関の新築建替えを行う場合は、当該医療機関の病床利用率が過去3ヶ年平均80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を都道府県医療審議会等の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減するものとする。
- (2) 耐震化整備事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 耐震化整備事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
 - ① 開設者が地方公共団体の場合 耐震化整備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとと もに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類

を事業完了の日(事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた 日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

② 開設者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について 証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は 廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の終了後5年間 保管しておかなければならない。

- (4) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めてい る耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この耐震化整備事業 の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄 してはならない。
- (5) 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (6) 耐震化整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、耐震化整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な 運用を図らなければならない。
- (7) 耐震化整備事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約に おいても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾して はならない。
- (8) 耐震化整備事業を行う者が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- (9)(5)により付した条件に基づき耐震化整備指定医療機関の開設者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (10)(8)により付した条件に基づき耐震化整備指定医療機関の開設者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (11) 耐震化整備事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第6 その他

(1) 都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者が行う耐震化整備事業に係る助成金 の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとす (2) 都道府県は、耐震化整備指定医療機関に耐震化整備事業の趣旨について十分な説明 を行うとともに、耐震化整備指定医療機関との連携を十分に行い、事務処理に遺漏の ないよう取り扱われたい。

医療施設耐震化臨時特例交付金による耐震化整備事業

				補助≅	k
項目	対象経費	補助単価	国	県	実施
					主体
1. 災害拠	災害拠点病院、救命救急	1病院あたり	1/2	1/2	1/2
点病院、救	センターが行う耐震化を	8,635 m²× 276 千円		以	以
命救急セン	目的とした、新築、増改	(基準面積)(基準単価)		下	下
ターの未耐	築、耐震補強に要する工				
震医療機関	事費又は工事請負費				
が行う耐震					
化整備					
2. 二次救	二次救急医療機関が行う	1病院あたり	1/2	1/2	1/2
急医療機関	耐震化を目的とした、新	8,635 m²× 165 千円		以	以
の未耐震医	築、増改築、耐震補強に	(基準面積)(基準単価)		下	下
療機関が行	要する工事費又は工事請				
う耐震化整	負費				
備					

- (注) 1. 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
 - 2. 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

番 号 平成○○年○○月○○日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領に基づく 事業実施状況報告について

1. 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額
	円	円	円
合計額			

※ 平成21年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2. 基金運用実績

基金の保有区分	年度当初保管額(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額
	円	円	円
合計額			

※ 平成21年度にあっては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

3. 基金事業に係る経費

事業区分	医療機関名	支出済額	支出内訳
【平成21年度、平成22年度交付決定分】		千円	
【平成23 年度交付決 定分】		千円	
【平成24年度交付决定分】		千円	

(注) 別添の耐震化整備事業の項目ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

4. 事業実施状況

項目	事業内容
1. 災害拠点病院、救命 救急センターに係る耐震 化整備	
2. 二次救急医療機関に係る耐震化整備	

5. 添付資料

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書抄本
- (2) その他参考となる資料

運営要領の規定により指定した耐震化整備指定医療機関にやむを得ない事由が生

医療機関を指定する必要がある場合は、平成24年度末までに指定する

じた場合において、新たに未耐震の災害拠点病院等から

改正案 現行 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領 医政発第0605010号 医政発第0605010号 平成21年6月5日 平成21年6月5日 一 部 改 正 医 政 発 1 0 0 4 第 1 3 号 一部改正医政発1004第13号 平成22年10月4日 平成22年10月4日 一部改正医政発1214第8号 一部改正医政発1214第8号 平成23年12月14日 平成23年12月14日 一部改正医政発1212第2号 平成24年12月12日 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領 第1 通則 第1 通則 (略) (略) 第2 基金事業 第2 基金事業 $(1) \sim (2)$ $(1) \sim (2)$ (略) (略) (3) 基金事業の実施 (3) 基金事業の実施 ① 基金事業の対象医療機関の指定 ① 基金事業の対象医療機関の指定 ア 都道府県は、未耐震(未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果 І ѕ 値が 0 6 未満の建物)の災害拠点病院及び救命救急センターを有する病院(以 竪急に耐震化整備を行う医療機関を平成24年 するものとする 新たに未耐震の災害拠点病院等から 緊急に耐震化整備 る必要がある場合は、平成25年度末までに指定する ア 都道府県は、未耐震(未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果 І s 値が 0

害拠点病院等」という。

6 未満の建物)の災害拠点病院及び救命救急センターを有する病院(以下

度末までに指定(以下「耐震化整備指定医療機関」という。

緊急に耐震化整備を行う医療機関を平成23年

きるものとする。

- ウ 都道府県は、平成23年12月14日医政発1214第8号による改正前の本管理 運営要領の規定により指定した耐震化整備指定医療機関にやむを得ない事由が生 じた場合において、新たに未耐震の災害拠点病院等及び二次救急医療機関から、 緊急に耐震化整備を行う医療機関を指定する必要がある場合は、平成23年度末 までに指定することができるものとする。
- <u>工</u> 都道府県は、耐震化整備指定医療機関を指定する場合は、厚生労働省にその旨を報告し、承認を得るものとする。
- ② 基金事業の実施計画の作成等
 - ア 上記①ア及びイに基づき指定された耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震 化整備事業に係る計画を策定し、平成<u>24</u>年度末までに都道府県に報告するもの とする。
 - イ 都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から提出された耐震化整備事業 に係る計画を踏まえ、平成<u>24</u>年度末までに基金事業に係る計画を策定する。 ただし、やむを得ない理由がある場合においては、都道府県は国に協議を行い 、別に厚生労働大臣が定める時期までに策定するものとする。

③ ~ ④ (略)

 $(4) \sim (5)$ (略)

(6) 事業の終了

① 基金事業の実施期限は、平成<u>25</u>年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けた上で、基金事業に係る計画に記載された耐震化整備事業が完了するまで、基金事業として必要な経費の支出、運用益の繰り入れ及び、精算に関する業務のみを行うことができる。

(2) ~ (3) (略)

(7) (略)

(8) その他

都道府県は、「平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成24年12月12日厚生労働省発医政1212第3号)」に基づき交付決定された交付額に係る経理と、「平成23年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成23年12月14日厚生労働省発医政1214第2号)」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理と、「平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605004号)」及び「平成22年

ただし、耐震化整備指定医療機関にやむを得ない事由が生じた場合において、 新たに未耐震の災害拠点病院等から、緊急に耐震化整備を行う医療機関を指定する必要がある場合は、平成24年度末までに指定することができるものとする。

- 4 都道府県は、平成23年12月14日医政発1214第8号による改正前の本管理運営要領(以下「改正前管理運営要領」という。)の規定により指定した耐震化整備指定医療機関に、やむを得ない事由が生じた場合において、新たに未耐震の災害拠点病院等及び二次救急医療機関から、緊急に耐震化整備を行う医療機関を指定する必要がある場合は、平成23年度末までに指定することができるものとする。
- ウ 都道府県は、耐震化整備指定医療機関を指定する場合は、厚生労働省にその旨 を報告し、承認を得るものとする。
- ② 基金事業の実施計画の作成等
 - ア 上記①ア及びイに基づき指定された耐震化整備指定医療機関の開設者は、耐震 化整備事業に係る計画を策定し、平成<u>23</u>年度末までに都道府県に報告するもの とする。
 - イ 都道府県は、耐震化整備指定医療機関の開設者から提出された耐震化整備事業 に係る計画を踏まえ、平成<u>23</u>年度末までに基金事業に係る計画を策定する。 ただし、やむを得ない理由がある場合においては、都道府県は国に協議を行い 、別に厚生労働大臣が定める時期までに策定するものとする。

 $3 \sim 4 (略)$

 $(4) \sim (5)$ (略)

(6) 事業の終了

① 基金事業の実施期限は、平成<u>24</u>年度末までとし、その時点で基金を解散することとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、厚生労働大臣の承認を受けた上で、基金事業に係る計画に記載された耐震化整備事業が完了するまで、基金事業として必要な経費の支出、運用益の繰り入れ及び、精算に関する業務のみを行うことができる。

② ~ ③ (略)

(7) (略)

(8) その他

都道府県は、「平成23年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成23年12月14日厚生労働省発医政1214第2号)に基づき<u>交付決定された</u>交付額にかかる経理と、「平成21年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605004号)」及び「平成22年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成22年10月4日厚生労働省発医政1004第2号)」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分するとともに、

度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成22年10月4日厚生労働 省発医政1004第2号)」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分<u>する</u> こととし、各経理間で資金の移動を行うことはできない。

|第3 | 耐震化整備事業の実施

(1) 耐震化整備事業の対象

耐震化整備事業は、別添に掲げる事業を対象とする。ただし、別添「2.二次救急 医療機関の未耐震医療機関が行う耐震化整備」にかかる事業は、平成23年12月1 4日厚生労働省医政発1214第8号による改正前の本管理運営要領の規定に基づき指定 されたもの及び第2の(3)①の<u>ウ</u>の規定に基づき指定されたものとする。 なお、次に掲げる事業は、耐震化整備事業の対象としない。

 $(2) \sim (6)$ (略)

- 第4 都道府県が耐震化整備事業を実施する場合の条件 (略)
- 第5 都道府県以外の者が耐震化整備事業を実施する場合の助成の条件 (略)
- 第6 その他 (略)

両経理間の資金の移動は認めないものとする。

- 第3 耐震化整備事業の実施
- (1) 耐震化整備事業の対象

耐震化整備事業は、別添に掲げる事業を対象とする。ただし、別添「2.二次救急 医療機関の未耐震医療機関が行う耐震化整備」にかかる事業は、改正前管理運営要領 の規定に基づき指定されたもの及び第2の(3)①の<u>イ</u>の規定に基づき指定されたも のとする。

なお、次に掲げる事業は、耐震化整備事業の対象としない。

- $(2) \sim (6)$ (略)
- 第4 都道府県が耐震化整備事業を実施する場合の条件 (略)
- 第5 都道府県以外の者が耐震化整備事業を実施する場合の助成の条件 (略)
- 第6 その他 (略)

(別紙様式)

番 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成○○年度医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領に基づく 事業実施状況報告について

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. 基金事業にかかる経費

事業区分	医療機関名	支出済額	支出内訳
【平成21 年度、平成 22年度交 付定分】		千円	
【平成23年度交付決定分】		千円	
【平成24 年度交付決 定分】		<u> 千円</u>	

(別紙様式)

番 号 平成○○年○○月○○日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領に基づく 事業実施状況報告について

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. 基金事業にかかる経費

事業区分	医療機関名	支出済額	支出内訳
【既存交付決 定分(平成2 1年度交付決 定分、平成2 2年度交付定 分)】		千円	
【平成23年度交付決定分】		千円	

(注) 別添の耐震化整備事業の項目ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。	(注) 別添の耐震化整備事業の項目ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。 なお、「平成23年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について(平成23 年12月14日厚生労働省発医政1214第2号)」に基づき決定された交付額について は、既に交付されている交付額とは区別して報告を行うこと。
4. (略)	4. (略)
5. (略)	5. (略)

各都道府県衛生主管部(局)長 御中

厚生労働省医政局指導課長

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱等 の送付に伴う留意事項について

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の 送付及び医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(以下「管理運営要領」という。)の 一部改正に伴う取り扱いを下記のとおりとするので留意いただくようお願いする。

記

- 1 一部改正に伴う留意事項
- (1) 管理運営要領第2(3) ①のア、イに定める「やむを得ない事由」により、新たに 医療機関を指定することが可能な事例は以下のとおり。
 - ア 耐震化整備の指定を受けた医療機関が辞退したことにより、基金に余剰が生じた 場合に、当該余剰金を財源に別の医療機関を新たに指定する場合
 - イ 耐震化整備の指定を受けた医療機関の入札減により、基金に余剰が生じた場合に、 当該余剰金を財源に別の医療機関を新たに指定する場合
- (2) 管理運営要領第2(3) ①のア、イに基づき、新たに耐震化の指定を受けようとする医療機関は、平成25年度末までに着工するものとする。
- 2 今後の手続きについて

管理運営要領第2(3)①のア、イに基づく、医療機関の指定に伴う厚生労働省への報告は、別紙様式を作成のうえ、平成25年3月31日までに医政局指導課に提出するものとする。

(連絡先)

厚生労働省医政局指導課

災害医療対策専門官 岩城 iwaki-masaya@mhlw.go.jp 災害医療係 牧野 makino-koujimk@mhlw.go.jp TEL 03-5253-1111 (代表)、03-3595-2194 (直通) (別紙様式)

第 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働省医政局指導課長 殿

(各都道府県医務担当部局長)

医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領に基づく 耐震化整備指定医療機関の指定について(平成25年度着工分)

標記について、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領(平成 24 年 12 月 12 日医政発 1212 第 2 号厚生労働省医政局長通知別紙)第 2 (3) ①のア(又はイ)に基づき、別添一覧に記載の医療施設を耐震化指定医療機関に指定し、報告しますので、承認方お願いいたします。

【添付文書】

- ・ 医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領に基づく耐震化指定医療機関一覧
- ・未耐震である事を証明する書類

医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領に基づく耐震化指定医療機関一覧(平成24年度及び平成25年度着工分)

1. 第2(3) ①アにかかる指定(平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金に係る分)

都道府	番	施設名	開設者	事業区分	工事種	着工時	選定理由
県	号				別	期	
○○県	1	〇×病院	医療法人〇	災害拠点	新築	H26 年 1	Is 値が 0.3 未満であり、
			○会	病院		月	危険であるので。

[※]着工時期は予定で構いません。

2. 第2(3) ①アのただし書きにかかる指定(平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金に係る分)

都道府	番	施設名	開設者	事業区分	工事種	着工時	選定理由等
県	号				別	期	
○○県	1	〇×病院	医療法人〇	災害拠点	新築	H26 年 2	①Is 値が 0.3 未満であ
			○会	病院		月	り、危険であるので。
							②○○病院の耐震化
							指定辞退(25 年 9 月)
							のため

[※]着工時期は予定で構いません。

3. 第2(3)①イにかかる指定(平成23年度医療施設耐震化臨時特例交付金に係る分)

都道府	番	施設名	開設者	事業区分	工事種	着工時	選定理由等
県	号				別	期	
〇〇県	1	〇×病院	医療法人〇	災害拠点	新築	H26 年 2	①Is 値が 0.3 未満であ
			○会	病院		月	り、危険であるので。
							②○○病院の耐震化
							指定辞退(25年9月)
							のため

[※]着工時期は予定で構いません。